

前橋市サービス付き高齢者向け住宅立入検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ付き住宅」という。）に対して実施する立入検査について、必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の目的)

第2条 立入検査は、サ付き住宅の規模、構造設備、管理運営方法及びサービス内容に関する事項について、必要な助言、指導又は是正の措置を講ずることを指示することにより、サ付き住宅の適正な運営、サービスの質の確保及び利用者の処遇の向上を図ることを目的とする。

(立入検査の実施方法)

第3条 立入検査は、原則として次の各号のいずれかの場合に実施する。

- (1) 前橋市高齢者の居住の安全確保に関する法律施行要綱（以下「施行要綱」という。）第14条第3項に規定する事業開始報告書が提出された場合及びサ付き住宅登録を更新した直後の場合
 - (2) 登録を受けたサ付き住宅事業を行う者（以下「登録事業者」という。）からの定期報告の報告内容に疑義がある場合又は報告がない場合
 - (3) 登録事業者又は登録事業者からサ付き住宅の管理若しくは高齢者の生活支援サービスの提供を委託された者（以下「管理等受託者」という。）が法第7条第1項各号及び第15条から第19条までの規定に違反している、又は法第20条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと疑義がある場合
- 2 立入検査は、原則として建築住宅課、介護高齢課及び指導監査室で実施する。ただし、必要に応じて建築指導課、消防局等の協力を求めて実施することができる。
- 3 市長は、立入検査を行うときは、あらかじめ登録事業者又は管理等受託者に対し、様式第1号により通知するものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りでない。
- 4 立入検査は、原則として当該サ付き住宅又は登録事業者若しくは管理等受託者の事務所等において、当該サ付き住宅の関係者の立会いの下実施する。
- 5 検査職員は、職員証を携帯し、求められた場合はこれを提示するものとする。
- 6 第1項各号に定める場合のほか、通報、事故があった場合等、必要があると認められる場合に立入検査を実施するものとする。

(立入検査事項)

第4条 立入検査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 面積基準の適合に関する事項

- (2) 構造及び設備基準の適合に関する事項
- (3) 加齢対応構造基準の適合に関する事項
- (4) 入居者の資格基準の適合に関する事項
- (5) サービスの基準の適合に関する事項
- (6) 入居契約基準の適合に関する事項
- (7) 前橋市サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針の適合に関する事項
- (8) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項の規定に基づく有料老人ホームについては前橋市有料老人ホーム設置運営指導指針の適合に関する事項
- (9) 帳簿の備付け等に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項
（検査結果の講評）

第 5 条 検査職員は、立入検査終了後、登録事業者、管理等受託者及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言又は指導を行うものとする。

（指示）

第 6 条 市長は、立入検査の結果、法第 25 条各号に規定する事項に該当すると認められた場合は、登録事業者又は管理等受託者に対し、施行要綱第 16 条第 1 項又は同条第 3 項の規定に基づき指示を行うとともに、必要に応じて指示後の状況を確認する等の措置を講ずるものとする。

（情報の共有）

第 7 条 建築住宅課、介護高齢課及び指導監査室は、検査結果等をお互いに報告し、情報を共有するものとする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、立入検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

この要綱は平成 27 年 11 月 16 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 5 月 24 日から施行する。